

委員会提出議案第1号

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、政府に邦人の安全確保と我が国への影響
対策を求める意見書

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条
第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月29日提出

紀の川市議会議長 榎本喜之様

提出者 紀の川市議会
議会運営委員会委員長 杉原 勲

提案理由

関係行政庁に対し、ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、政府に邦人の安全確保と
我が国への影響対策を求める意見書を提出するため。

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、政府に邦人の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書

本年2月24日、ロシアは国際社会の懸命な外交努力にも関わらず、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。さらにその後もウクライナ全土へ激しい攻撃を続け、民間人を含め多くの犠牲者を出している。

このような力による一方的な現状変更は、ウクライナの主権と領土を侵害する明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できない暴挙である。

また、ロシアのプーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し核兵器の使用を示唆するような発言をしており、唯一の被爆国である日本人として到底受け入れられるものではなく、更に、「非核・平和のまち 紀の川市」を宣言した本市議会としては、看過することはできない。

よって、本市議会は国に対し、国際社会と緊密に連携し、速やかな国際社会の平和の実現を図るよう努めるとともに、ウクライナ・ロシア両国に在留する邦人の安全確保及び我が国への影響対策に万全を尽くすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

紀の川市議会

(意見書提出先)

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長